第３１回　女子剣道審判法講習会

１．趣　　旨

正しい剣道の普及・発展を考え、各都道府県剣道連盟の中核的指導者の立場となる女性を対象として、より高い剣道の試合・審判技術を備えた女性審判員の養成を図るものとする。

２．期　　日

令和９年１月９日(土)～１０日(日)　２日間

９日(土)　１３時集合　１３時３０分開講式

１０日(日)　　９時開始　１５時３０分閉講式

３．会　　場

兵庫県立武道館　(交通　別紙案内図参照)

〒670-0971　兵庫県姫路市西延末 504 番地　　電話　079-292-8210

４．主　　催

公益財団法人　全日本剣道連盟

５．主　　管

公益財団法人　兵庫県剣道連盟

６．受講資格および人員

各都道府県剣道連盟の登録会員で、原則として剣道六段以上の女子とする。

(六段以上の適格者がいないときは五段を認めることがある。)

７．講習課目

審　判　法　　下記内容を中心として実施される。

(1) 剣道試合・審判規則、細則ならびに試合運営要領の運用と解釈の説明。

(2) 同規則による審判実技を通して有効打突の判定・正しいつば競り合いの見極めと宣告ならびに旗の表示要領の実習。

８．役員・講師

別紙記載名簿のとおり。

９．日　　程

別紙記載日程表のとおり。

10. 受講者の申込み

講習参加希望者は、各加盟団体に申出ること。各加盟団体は、令和８年１１月２４日(火)までに、別紙に定める申込み様式により、申込すること。

〒176-0013　練馬区豊玉中 4-12-1-214

練馬区剣道連盟

TEL　090-1050-4492

E-Mail　nerimakenren@outlook.jp

11. 費用の負担

講習参加費は無料。講習会実施の費用は全日本剣道連盟が負担する。参加者の往復運賃ならびに宿泊希望者の宿泊費等については､個人負担を原則とする。

12. 参加上の留意事項

(1) 携行品

剣道用具一式、剣道試合・審判規則、剣道試合・審判・運営要領の手引き、**審判旗**筆記用具

(2) 剣道具の垂中央に黒または紺色に白で都道府県名(横書き)姓(縦書き)を明記した布製の名札を必ず着けること。

(3) 講習参加に当たっては、剣道試合・審判規則、剣道試合・審判・運営要領の手引きを熟読のうえ出席すること。

13. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意して本講習会に参加すること。参加時には、健康保険証またはマイナ保険証を持参すること。高齢の参加者については特に留意すること。

主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院は含まない)は主催者が負担する。

AED を常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに講習会への参加を中止とする。なお、主催者は参加者の事故に対し(会場への往復途上は含む)、傷害保険に加入する。

面をつけて剣道を行う際、面マスクもしくは口の部分を覆うシールドの着用は任意とする。

14. 個人情報等への取り扱い

※以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は、全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が実施する本講習会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

全日本剣道連盟は、研究材料としてビデオ撮影することがある。

(1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。

(2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。

(3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

15. 注意事項

(1) 本講習会では、関係者および参加者のみとし、見学者は一切お断りします。

(2) 本講習会では、入場時体温測定を実施し 37.5 度以上ある者は入場できません。

16. その他

(1) 本講習会を完全に受講した者には、修了証を授与する。

(2) 当日申込は行いませんので、ご注意ください。

(3) **本講習会参加者は今後、全日本剣道連盟主催の全国大会等の審判候補者研修会へ招聘される場合があります。**